

NEMU GOLF CLUB 利用約款

ゴルフ場を利用されるお客様は、下記のゴルフ場利用約款を必ずお守りいただき、安全で快適なプレーをお楽しみ下さるようお願い申し上げます。

記

第1条<約款の適用範囲>

当ゴルフ場を利用される方（以下、利用者という）は、当ゴルフ場の諸規則ならびに本約款をご確認の上ご利用いただけます。

第2条<利用契約の成立>

当ゴルフ場の利用者は、当日フロントにおいて、所定の用紙に署名のうえ手続をしてください。これにより、当ゴルフ場は、署名者の施設利用をお引き受けすることといたします。

第3条<利用の申し込みおよび追加料金>

プレーの申し込み、予約キャンセル料のお支払いは、当ゴルフ場の申し込み規定に従っていただけます。

第4条<施設利用および利用規範の拒絶>

当ゴルフ場は、次の場合には、施設の利用をお断りすることがあります。
1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
2. 天災その他止むを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
3. 利用者が暴力团など反社会的団体の構成員あるいは関係者と認められたとき。
4. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。
5. 假名または他人名義で申し込みをしたとき。
6. ルール、マナーおよび警告を無視してスローブレーを改めないと。
7. マナーに反した場合や来場されたとき、プレーをされる場合、ゴルフウェアを着用しないとき。
8. その他本約款に違反した場合、ならびに当ゴルフ場の施設を利用することが好ましくない事由があるとき。

第5条<暴力团など反社会的団体の構成員あるいは関係者の入場、利用規範の拒絶>

当ゴルフ場は、利用者が第4条第3項以下に該当することが判明したとき、ならびに本約款に違反したときは利用の継続をお断りすることができます。

第6条<休業日・開場時間>

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時に変更することがあります。

第7条<貴重品等の保管管理>

来場者の金銭、その他貴重品の取り扱いについては、次の通りとします。

1. 金銭などは、必ず貴重品ロッカーまたはフロントに預けてください。それ以外の保管方法による丢失については、当ゴルフ場は責任を負いません。
2. ゴルフ場内に生じた来場者の所持品の破損、貴重品ロッカー、その他ゴルフ場内の現金、貴重品の紛失、盗難その他のいかなる損害に対しても、その責任は負いません。多額の現金や高額の物品をゴルフ場には持ち込まないでください。

第8条<携帯品・自動車等>

携帯品やゴルフ場敷地内に駐車中の自動車ならびに車中の物品についての盗難、損傷などについては、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第9条<配便品の取扱い>

宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズ等のお取次ぎは致しませんが、お取次ぎ中のこれらの物品の盗難、紛失、破損など、当ゴルフ場では一切の責任を負いません。

第10条<ロッカーの収納料>

ロッカーアップ料の事故については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第11条<危険防止責任とエチケット・マナーの戴守>

ゴルフは、時により危険を作り出す場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、ゴルフ場スタッフのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

第12条<ティグラウンドにおける素振り>

素振りは、ティマーク内の打撃点または特に指定された場所以外では禁止です。次打順以下のプレーヤーは、みだりにティグラウンドに立ち入らないでください。

第13条<ゴルフ場スタッフ・GPSナビの合戦と飛距離の確認>

キャディやフォアキャディ、マーシャルやスター、GPSナビの合戦や室内は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときの合戦です。プレーヤーは合戦があっても自己的飛距離を判断してショットし、打球事故を防いでください。尚、打球事故は当番者間で解決していただき、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第14条<打者の前方に出ないこと>

同作プレーヤーは、打者の前方へは絶対に出ないでください。打者の前方に出た結果生じた事故やプレーヤー同士の打球事故についてはプレーヤー同士で解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第15条<隣接ホールへ打ち込んだ場合>

隣接するホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、方向性を適切に判断し、慎重に打球してください。また、隣接ホールへ打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、打ち込んだホールのプレーを優先させ、自己の同作プレーヤーにも十分注意してプレーしてください。

第16条<練習場の利用>

ドライビングレンジ、ショートゲームエリアを利用する際は、マスター室にて事前に申し込みください。練習場内では自己の飛距離、方向性を適切に判断し、慎重に打球してください。尚、打球事故は当番者間で解決していただき、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第17条<道退>

後続組に打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち替わるまで安全な場所に避離してください。

第18条<ホール・アウト後の退出>

ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第19条<雷鳴、地震があったとき>

雷鳴がひびつて落雷の危険がある場合には、直ちにプレーを中止し、防雷避難所等安全と思われる場所に避離してください。また、地震があったときも同様に、直ちにプレーを中止して斜面の崩壊や、損壊その他施設の損壊に注意してください。

第20条<乗用カート利用の申し込み>

乗用カートを利用者は、所定の用紙に署名のうえ手続をしてください。これにより、当ゴルフ場は、署名者の乗用カート利用をお引き受けすることとなります。運転者および同乗者は係員の乗用カート利用に関する指示に従ってください。

第21条<乗用カート運転者の資格>

乗用カートの運転者は、運転免許を有する方に限ります。また、次の事由がある方は、運転者となることが出来ません。

1. 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
2. アルコール類を飲酒した方、その他の事由により正常な運転が困難な方。
3. 免許停止・取消等により前項にかかる運転免許資格を所持していない方。

第22条<乗用カートの運転責任>

乗用カートの運転者は、該当カートの運転責任者となり、乗用カートの運行を支配し、事故防止責任を負います。また、運転者が交渉する場合は、運転責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議および責任においてこれ

をおこなってください。乗用カートの停止、同乗者の乗降、その他のカート運転に関する事項は、運転者の判断と責任においてこれををおこない、同乗者は運転に関し、運転者の指示に従ってください。

第23条<乗用カートの安全運転義務>

運転者は、乗用カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷、あるいは施設に対する損傷をおよぼさないような速度と方法により、当該カートを運転してください。

第24条<乗用カート運転中の注意>

運転者は、乗用カートの運行に際し、次の事項を遵守してください。

1. 走行の開始時の注意

（イ）乗用カートの運送および運転の開始は、係員の指示に従ってください。
（ロ）運転の開始に際し、必ずブレーキ、その他の装置が正常に動作することを確認してください。

（ハ）充電は必ず同乗者が着席した事を確認の上でおこなってください。

2. 走行の際の注意

（イ）乗用カートの走行に際し、走行方法等（走行方法・走行速度・駐車場所等）の慣習がある時は、これに従ってください。

（ロ）起伏のある場合、上下勾配のある場所、曲折した場所、付近に転倒等の危険を伴う場所で進行する場合には、必ず原則の上、低速で走行し、かつ必要に応じて、同乗者に声をかけるなどして注意を促してください。

3. 駐車等の注意事項

（イ）乗用カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、駐車または駐車させないでください。

（ロ）乗用カートを離れる時は、必ず同乗者の乗車確認の上、駐車位置（バーキング・ブレーキ）を確実にかけてください。

（ハ）乗用カートの利用を終了する場合（ハーフ休憩も含む）には、必ず係員の指示に従い駐車してください。

第25条<乗用カート同乗者の注意>

同乗者は、乗用カートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

1. 乗用カートの走行用装備（荷物・駆動・ハンドル・停止・駐車装置等）には、手を触れないでください。

2. 乗用カートが発進する際、あるいはカートが起伏のある場所、上下勾配のある場所、曲折した場所、付近に転倒等の危険を伴う場所で走行する際は、必ずカートの把舵位置（アームレスト・アシストグリップ等）に回まってください。

3. 乗用カートの走行中は、カートから身体・衣服・工具等がはみ出さないよう留意してください。

4. 乗用カートの乗用は、カートの定員を守ってください。

5. 乗用カートの飛び乗り、飛び降りは絶対にしないでください。

6. 乗用カートの運行中は、スコア記入などをしないように注意してください。

7. 乗用カート道路標識の際は、カートに十分注意してください。

第26条<乗用カート事故の責任>

1. 運転者が、乗用カートの運転に際し、故意または過失により人身に危険をおよぼし、あるいは施設（カート、その他の屋内での物品を含む）に損害をおぼれると判断された場合は、当該事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、当該事故により生じた損害を被る者または皆クラブの一員、あるいは双方に対して賠償していただき下さい。

2. 同乗者の故意または過失により、乗用カート事故が発生した場合、またはカート事故を誘発した場合には、当該事故の態様に応じて当該同乗者にも運転者と連携して、あるいは単独にて当該事故に生じた損害を、被害者または皆クラブの一員あるいは双方に対して賠償していただけます。

3. 同乗者が乗用カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に本約款に反する行為があった場合には、当該事故の態様に応じて、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。

4. 乗用カート事故による人財・物的損害について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第27条<火気使用の禁止>

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外では厳禁します。マッチの燃えがら、タバコの吸い殻は必ずよく消して備え付けの灰皿に入れてください。

入れてください。

第28条<追跡の場合の責任>

利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合または、自分が違反して損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償などの責任は負いません。

第29条<クラブ等の機器>

ゴルフ場内のクラブ等の不足、瑕難については、当ゴルフ場は一切の責任を負いませんので、ゴルフ場専用の際には必ずご確認願います。

第30条<施設に損害を与えた場合の責任>

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただけます。

第31条<施設への持ち込み品>

施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止いたします。

1. 著しく悪臭を放つもの。
2. 陸砲刀剣類等の危険物。
3. 火薬、揮発油等危火、爆発の恐れがあるもの。
4. 犯罪を発するもの。
5. 犬など動物のベット類。

第32条<ノンプレーヤーの同伴>

当ゴルフ場でゴルフプレーをされない方（以下、ノンプレーヤーという）を同伴する場合は、当日フロントにて所定の用紙に署名のうえ手続をしてください。ただし、ノンプレーヤーの打球事故および、カート事故など一切の事故に際して、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。また、ノンプレーヤーについても本約款を必ずお守りいただけます。

第33条<行為の禁止>

施設内へ下記の行為は禁止いたします。

1. とばく、その他の風紀を乱す行為。
2. 物品販売、広告宣伝等の行為。
3. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。
4. 入れ墨（タトゥーを含む）の方のご入浴。
5. 食べ物のクラブハウスへの持ち込みによる利用。
6. コース内において練習ストロークをすること。
7. 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）。尚、許可した場合であっても、利用者以外（含むギャラリー）が傷害などの被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償などの責任は負いません。

第34条<個人情報>

当ゴルフ場では、館内表示システムや遭失物の連絡、ダイレクトメールの発送やインターネット情報の送信など、運営業務に個人情報を使用する場合があります。

第35条<信義則>

本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

以上

2015年3月31日施行

2015年9月18日改正